



現 行 案	変 更 案
(新 設)	<u>14. 有価証券の取得、保有、投資及び運用</u>
11. (条文省略)	<u>15.</u> (現行どおり)
(略)	(略)
(取締役の責任免除等)	(取締役の責任免除等)
第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(略)	(略)
(監査役の責任免除等)	(監査役の責任免除等)
第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

### (3) 日程

定款変更のための株主総会 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

## 2. 取締役選任の件

現任の取締役 5 名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役候補者 5 名を選任するものです。

取締役候補者は次のとおりです。

氏名	選任の種別	新役職名	現役職名
元榮 太一郎	重任	代表取締役社長 兼 CEO	代表取締役社長 兼 CEO
水木 孝幸	重任	取締役 COO	取締役 COO
杉山 慎一郎	重任	取締役 CFO	取締役 CFO
石丸 文彦	重任	取締役（社外）	取締役（社外）
村上 敦浩	重任	取締役（社外）	取締役（社外）

(注)取締役候補者石丸文彦氏および村上敦浩氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者です。

以 上